

# 空知教育センター組合事務局組織規則

昭和52年12月28日

組合規則 第1号

(目的)

第1条 この規則は、空知教育センター組合（以下「組合」という。）の組合長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するための事務局設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 組合事務局は、滝川市教育委員会内に置く。

(職制)

第3条 組合事務局に、事務局長を置く。

2 組合事務局に必要な応じ、次長、主幹、副主幹及び主査を置くことができる。

3 組合事務局に必要な職員を配置する。

(職務)

第4条 事務局長は、組合長の命を受け、局務を統轄し所属職員を指揮監督する。

2 次長、主幹及び副主幹は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長、次長、主幹及び副主幹とともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、事務局長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

(事務局の事務)

第5条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の議会に関すること。
- (2) 事務局職員の任命その他人事に関すること。
- (3) 組合の所掌に係る歳入歳出、予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 組合規則の制定又は改廃に関すること。
- (5) 公文書類の保管その他文書に関すること。
- (6) 公印管守に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 北海道その他の市町村及び一部事務組合とその連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さない事項

(準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務処理及び服務について必要な事項は、滝川市の関係規則を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による空知教育センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の規定及び第5条の規定による滝川市の規則の準用に関する規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成23年6月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定及び第3条の規定による改正後の空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月27日規則第4号）

この規則は、平成24年8月21日から施行する。